

国民年金だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

20282 (22) 4131

国民年金

老齢、障がい、死亡により基礎年金を受け取ることができます。国民年金には、第1号被保険者、第3号被保険者、第3号被保険者の3種類があり、保険料の納付方法が異なります。

第1号被保険者

■対象者

があります。

農業等に従事している方、自営業の方、学生、無職の方など ■納付方法 納付書、または口座振替などにより自分で納付 ※経済的理由等で納められないときは、免除や 納付猶予の制度



公的年金の種類と加入する制度

公的年金は、国内に住所を有するすべての人が加入を義務付けられています。年金制度は3種類あり、その人の働き方により加入する年金が決まっています。

- ・国民年金 国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人
- 厚生年金 厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務するすべての人
- 共済年金 公務員・私立学校教職員等

第2号被保険者

■対象者 厚生年金保険の適用 を受けている会社に勤務する方 は自動的に国民年金にも加入 (65歳以上で老齢年金を受ける 方を除く)

■納付方法 厚生年金保険料に 含まれ、自動的に納付される 第3号被保険者

■対象者

第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の方

※年間収入が130万円以上で、 健康保険の被扶養者になれない 方は、第3号ではなく第1号被 保険者となり、自分で保険料を 納める必要があります。

■納付方法 配偶者が加入する 年金により一括負担

厚生年金

厚生年金保険に加入している 方は、厚生年金保険の制度を通 じて国民年金に加入する第2号 被保険者に分類され、国民年金 の給付である基礎年金に加えて、 厚生年金をうけることとなりま す。

共済年金

共済(組合)制度は、国家公務員、地方公務員や私立学校の 教職員などとして常時勤務する 人が組合員として加入する制度 です。

共済組合には、短期給付と長 期給付があります。

短期給付は、健康保険と同様の給付を行い、長期給付は年金給付と同様の給付を行います。

年金生活者支援給付金の請求

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所 得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援する ために、年金に上乗せして支給される制度です。今 年度、初めて該当する方は、請求書の提出が必要です。

■対象者

老齢年金を受給している場合

次のすべてに該当する方

- ・受給者が65歳以上であり、年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下である
- 世帯全員の市民税が非課税である

障がい基礎年金、遺族基礎年金を受給している場合

・前年の所得が約462.1万円以下の方

請求手続き

4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が10月中旬ごろから順次送付される予定です。同封の請求書を提出してください。

4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きと合わせ、年金事務所または 市役所で手続きをしてください。

また、前年所得額が更正等される方で、年金生活者支援給付金の支給額等に影響が出る方(確定申告の期限延期に伴う対応者など)は、年金事務所にご相談ください。

不審な電話に注意!

給付金の支給のために、日本年金機構や市役所が口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることは絶対にありません。

不審な電話に注意し、何かあれば警察等に相談しましょう。

■問い合わせ先

ねんきんダイヤル

20570(05)1165

